

車輛の損傷報告書

運行管理者(総務課長) 殿

運転従事者(使用者) 所属
氏名

年 月 日 提出

発生日時	年 月 日 時 分
発生場所	
当該車輛	シエンタ ・ ヴォクシー ・ トラック
発生時の状況	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
現場の略図	

損傷の程度	<hr/> <hr/> <hr/>
損傷の状態 (画像添付)	
再発防止対策	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
備 考	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

(表)

自動車事故報告書

運行管理者（総務課長） 殿

氏 名
所属（学科・課）

年 月 日 提出

☆発生日時	年 月 日 時 分	☆ 路線名 又は 道路名	道 線
天 候	1 晴れ 2 曇 3 雨 4 雪 5 霧 6 その他		
☆発生場所	都道府県 区市郡 区町村 番地		
☆当該車輛	シエンタ ・ ヴォクシー ・ トラック		
☆当時の状況		
☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。）		
☆当時の処置		
☆事故の原因		
☆再発防止 対 策		
※備 考		

(裏)

事故の 種類	区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	運 転 者	☆氏名				
	☆発生順																	☆年齢	才			
	☆転落の状態	落差 m 水深 m																☆経年数	年 月			
	衝突等の状態	1 正面衝突					2 側面衝突					3 追突						☆損害の程度	1 死亡	2 重傷	3 軽傷	
	☆道路の種類	1 道路 (イ高速自動車国道 ロ自動車専用道路等 ハその他) 2 その他の場所																シートベルトの着用状況	1 着用	2 非着用	3 非装備	
	☆道路の幅員																	☆交替運転者の配置	1 有 (交替後の乗務時間及び乗務距離) 時間 km		2 無	
	こう配	1 平たん					2 上り					3 下り						☆過去3年間の事故の状況	(過去3年間の事故件数) (最近の事故年月日)		件 日	
	道路の形態	1 直線					2 右曲り					3 左曲り						☆過去3年間の道路 交通法の違反の状況	(過去3年間の違反件数) (最近の違反年月日)		件 日	
	路面の状態	1 乾					2 湿					3 積雪						☆過去3年間の 適性診断の受診状況	1 有 (最近の受診年月日) (適性診断受診場所)		2 無	年 月 日
	警戒標識の設置	1 有					☆ 当該道路の 制限速度					km/h						☆最近の健康診断 の受診年月日	(最近の受診年月日)		年 月 日	
	踏切の状態	1 遮断機付き 3 その他																☆損害の程度	◆死亡	人	(うち乗客 人)	
	☆危険認知時の速度																		◆重傷	人	(うち乗客 人)	
	☆危険認知時の距離																		軽傷	人	(うち乗客 人)	
	☆スリップ距離																		※再発防止対策			
	当該自動車の事故時の 走行等の態様	1 直進 (加速)					2 直進 (減速)					3 直進 (定速)										
道路上での事故の 場合には事故発生 地点	1 車道					2 歩道					3 横断歩道											
死傷事故の場合には 死傷者の状態	1 左側通行					2 右側通行					3 車道通行											
車両の故障に 起因する場合は 故障箇所	1 原動機 (速度抑制装置を除					2 速度抑制装置					3 動力伝達装置											
	4 後退					5 追越					6 右折											
	6 車軸					7 操縦装置					8 制動装置											
	7 左折					8 駐車					9 停車											
	8 トンネル					9 その他					10 燃料装置											
	10 転回					11 合流					12 その他											
	11 路上作業					12 路上遊戯					13 連結装置											
	12 乗降中					14 安全地帯					14 乗車装置											
	13 乗降中					14 安全地帯					15 物品積載装置											
	15 自転車運転					16 その他					16 窓ガラス											
	16 窓ガラス					17 騒音防止装置					18 ばい煙等の発散防止装置											
	17 騒音防止装置					18 ばい煙等の発散防止装置					19 灯火装置及び指示装置											
	18 ばい煙等の発散防止装置					19 灯火装置及び指示装置					20 反射器											
	19 灯火装置及び指示装置					20 反射器					21 警音器											
	20 反射器					21 警音器					22 視野を確保する装置 (後写鏡、窓ふき器等)											
	21 警音器					22 視野を確保する装置 (後写鏡、窓ふき器等)					23 計器 (速度計、走行距離計等)											
	22 視野を確保する装置 (後写鏡、窓ふき器等)					23 計器 (速度計、走行距離計等)					24 消火器											
	23 計器 (速度計、走行距離計等)					24 消火器					25 内圧容器及びその附属装置											
	24 消火器					25 内圧容器及びその附属装置					26 運行記録計											
	25 内圧容器及びその附属装置					26 運行記録計					27 その他											

(注)

- (1) ☆印欄は、具体的に記入すること。ただし、不明の場合は該当欄に「不明」と記入し、記入の要のない場合は該当欄に斜線を引くこと。
なお、欄内に記入し得ないときは、別紙に記入し、これを添付すること。
- (2) ※印欄は、記入しないこと。
- (3) ☆印欄及び※印欄以外の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- (4) 時刻の記入は、24時間制によること。
- (5) 「区分」の記入は、次の区分によること。
 - 1 転覆 当該自動車が道路上において路面と35度以上傾斜したとき。
 - 2 転落 当該自動車が道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。
 - 3 路外逸脱 当該自動車の車輪が道路（車道と歩道の区分がある場合は、車道）外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。
 - 4 火災 当該自動車又は積載物品に火災が生じたとき。
 - 5 踏切 当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき。
 - 6 衝突 当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき。
 - 7 死傷 死傷者を生じたとき（9に該当する場合を除く。）
 - 8 危険物等 自動車に積載された危険物、火薬類、高圧ガス、核燃料物質等を全部若しくは一部が飛散し、又は漏洩したもの。
 - 9 車内 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客（乗降する際の旅客を含む。）を死傷させたとき。
 - 10 飲酒等 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転にあたる行為を伴うもの。
 - 11 健康起因 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続できなくなったもの。
 - 12 救護違反 救護義務違反があったもの。
 - 13 車両故障 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの。
 - 14 交通傷害 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの。または、高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの。
 - 15 その他 1から14までに該当しないとき。
- (6) 2種類以上の事故が生じたときには、「発生の順」の欄に発生の順に番号を記入すること。
- (7) 「転落の状態」の欄の「落差」は、路面から落下地点までの垂直距離とする。
ただし、水中に転落した場合で水深を記入する必要がある場合には、路面から水面までの垂直距離とする。
- (8) 「車体の形状」の欄は、道路運送車両法第58条の自動車検査証に記載されている車体の形状を記入すること。
- (9) 「種類」の欄の「ロ 自動車専用道路等」は、道路法第48条の2第1項又は第2項の規定による指定を受けた道路及び道路運送法による自動車道とし、「2 その他の場所」は、構内、営業所等一般交通の用に供しない場所とする。
- (10) 「道路の幅員」は、路肩部分を含む道路（車道と歩道の区別がある場合は、車道）の総幅員とする。
- (11) 「道路の形態」の欄の「交差」は、当該自動車前方30メートル以内に交差点があった場合とする。
- (12) 「過去3年間の事故の状況」の欄は、当該運転者が引き起こした道路交通法第72条第1項の交通事故に関して記入する。
- (13) 「過去3年間の適性診断の受診状況」の欄は、当該運転者の過去3年間の運転適性診断の受診の有無について、該当する事項を○で囲むこと。また、「適性診断受診場所」は、「最近の受診年月日」に受診した受診場所（又は受診機関）を具体的に記入すること。
- (14) 「最近の健康診断の受診年月日」の欄は、第2条第5号に該当する事故を引き起こした当該運転者が受診した労働安全衛生法第66条に規定する健康診断の最近の受診年月日を記入すること。